

建築物省エネ法の認定制度の手数料早見表

① 性能向上計画認定制度(容積率特例)

法第30条第1項(法第29条第1項) ⇒ 手数料条例第2条第53号、別表第11

② ①の変更

法第31条第1項 ⇒ 手数料条例第2条第54号、別表第12

③ ①(又は②)の確認申請併用

法第30条第2項 ⇒ 手数料条例第2条第55号、別表第11及び別表第12

④ 表示制度

法第36条第1項 ⇒ 手数料条例第2条第56号及び別表第13

①

建物種別 (計算方法)	区分 延べ面積(㎡)又は[戸数(戸)]	適合証添付あり (円)	適合証添付なし (円)	法条文	手数料条例	
非住宅 (標準入力法・主要室入力法)	～300未満	10,000	224,000	法30条1項 (法29条1項)	2条53号 別表第11 1-(1)-ア	
	300～500	26,000	357,000		2条53号 別表第11 1-(1)-イ	
非住宅 (モデル建物法)	～300未満	10,000	86,000		2条53号 別表第11 1-(2)-ア	
	300～500	26,000	142,000		2条53号 別表第11 1-(2)-イ	
住宅 (性能基準)	戸建住宅	～200未満	5,000		34,000	2条53号 別表第11 2-(1)
		200～500	5,000		37,000	2条53号 別表第11 2-(2)
	共同住宅	～300未満	10,000		67,000	2条53号 別表第11 1-(3)-ア
		300～500	20,000		114,000	2条53号 別表第11 1-(3)-イ
複合建築物	住棟部分(共同住宅の住戸部分と共用部分を併せた部分)と非住宅部分のそれぞれの面積に応じた手数料を合算した額				2条53号 別表第11 1	

②

建物種別 (計算方法)	区分 延べ面積(㎡)又は[戸数(戸)]	適合証添付あり (円)	適合証添付なし (円)	法条文	手数料条例(市)	
非住宅 (標準入力法・主要室入力法)	～300未満	10,000	224,000	法31条1項	2条54号 別表第12 1-(1)-ア	
	300～500	26,000	357,000		2条54号 別表第12 1-(1)-イ	
非住宅 (モデル建物法)	～300未満	10,000	86,000		2条54号 別表第12 1-(2)-ア	
	300～500	26,000	142,000		2条54号 別表第12 1-(2)-イ	
住宅 (性能基準)	戸建住宅	～200未満	3,000		17,000	2条54号 別表第12 2-(1)
		200～500	3,000		19,000	2条54号 別表第12 2-(2)
	共同住宅	～300未満	10,000		67,000	2条54号 別表第12 1-(3)-ア
		300～500	20,000		114,000	2条54号 別表第12 1-(3)-イ
複合建築物	住棟部分(共同住宅の住戸部分と共用部分を併せた部分)と非住宅部分のそれぞれの変更に係る部分の面積に応じた手数料を合算した額				2条54号 別表第12 1	

③

建物種別 (計算方法)	区分 延べ面積(㎡)又は[戸数(戸)]	適合証添付あり (円)	適合証添付なし (円)	法条文	手数料条例(市)
確認+(適判+消費税)+①(又は②)				法30条2項	2条55号 別表第11、12

④

建物種別 (計算方法)	区分 延べ面積(㎡)又は[戸数(戸)]	適合証添付あり (円)	適合証添付なし (円)	法条文	手数料条例(市)	
非住宅 (標準入力法・主要室入力法)	～300未満	10,000	224,000	法36条1項	2条56号 別表第13 1-(1)-ア	
	300～500	26,000	357,000		2条56号 別表第13 1-(1)-イ	
非住宅 (モデル建物法)	～300未満	10,000	86,000		2条56号 別表第13 1-(2)-ア	
	300～500	26,000	142,000		2条56号 別表第13 1-(2)-イ	
住宅 (性能基準)	戸建住宅	～200未満	5,000		34,000	2条56号 別表第13 2-(1)
		200～500	5,000		37,000	2条56号 別表第13 2-(2)
	共同住宅	～300未満	10,000		67,000	2条56号 別表第13 1-(3)-ア
		300～500	20,000		114,000	2条56号 別表第13 1-(3)-イ
住宅 (仕様基準)	戸建住宅	～200未満	5,000		18,000	2条56号 別表第13 3-(1)
		200～500	5,000		19,000	2条56号 別表第13 3-(2)
	共同住宅	～300未満	10,000	32,000	2条56号 別表第13 1-(4)-ア	
		300～500	20,000	56,000	2条56号 別表第13 1-(4)-イ	
複合建築物	住棟部分(共同住宅の住戸部分と共用部分を併せた部分)と非住宅部分のそれぞれの面積に応じた手数料を合算した額			2条56号 別表第13 1		